

令和7年（ネ）第3778号

控訴人 特定非営利活動法人 Our Planet-TV

被控訴人 開 沼 博

2025年8月29日

東京高等裁判所第7民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 喜 田 村 洋 一

同 藤 原 大 輔

控 訴 理 由 書

上記当事者間の頭書事件につき、控訴人の控訴の理由は、以下のとおりである。

なお、原判決を引用する際には、「原告」、「被告法人」をそれぞれ「被控訴人」、「控訴人」と読み替えることとする。

第1 はじめに

- 1 本件は、大学生であった■■■■氏（以下「■■■■」という。）が、社会学者である被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を求める訴え（以下「別訴」という。）を提起し、これに伴い実施された記者会見について、控訴人が運営するインターネットメディアにおいて配信した記事（甲11。以下「本件記事」という。）が、被控訴人に対する名誉毀損にあたるとして、被控訴人が控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を一部認容した原判決の誤りは、本件記事の意味内容について、「本件記事記載1・2は、単に■■■■別訴を提起した事実及び別訴における田

中の主張を摘示するものと理解されるに留まらず、本件動画と併せて、[]の主張内容である、『被控訴人が[]に対して直接的及び友人を介して間接的に謝罪や写真データの消去を求める恫喝行為を行った』ということ、根拠がある事実として摘示するものであると認めるのが相当である」(原判決26～27頁)と認定判断したという一点に尽きると言えよう。

原判決のこの認定判断は、「提訴報道」の社会的機能と一般の読者の理解に対する重大な誤解に基づき、本件記事の構成及び表現の理解を誤ったものであり、取消しを免れない。以下、詳述する。

第2 「提訴報道」の社会的機能と一般の読者の理解

1 「提訴報道」の社会的機能と一般の読者の理解

控訴人は、原審において一貫して、本件記事は「別訴提起の事実及び本件記者会見の内容(別訴において[]が主張している内容)を報道した提訴報道である」と主張してきた。

提訴がなされた直後に、当該事件が提起されたことをストレートニュースとして報じられる「提訴報道」は、社会において生起する様々な紛争、特に本件のように社会的地位のある立場の人物が関与する紛争の存在を、適時適切に市民に知らせるという極めて重要な社会的機能と公共的役割を担っている¹。

「提訴報道」の本質は、訴訟という公的な手続を通じて、一方の当事者から他方の当事者に対して、特定の訴えが提起されたという事実そのものを報じる点にある。報道機関が裁判当事者の主張内容が真実であることを報じたり、事実であると断定して報じたりするものでないことは、「提訴報道」を行う報道機関において確立された慣行であり、これに接する一般読者も、報道に長年接触してきたことから、このこと正しく理解している。

この点につき、最高裁1997年9月9日第三小法廷判決(民集51巻8号3804頁)は、

新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否

¹ 本件では、別訴の提起が2019年3月7日(甲63参照)であり、控訴人の提訴報道は、同日夜になされた(甲66参照)。

を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。

(同3811頁。傍点は控訴人代理人。以下同じ)

と判示している。

すなわち、本件においても、「提訴報道」について、一般の読者が有していた知識ないし経験等がどのようなものであったかを踏まえて、本件記事の意味内容の認定判断をすることが必要不可欠である。

一般の読者は、「AがBを提訴した」という報道に接した際、「AがBに対する裁判を起こした」という事実を認識するのであって、「その裁判の中でAの主張する内容が真実であると報道機関が確認して報道した」と理解することはない。「AがBに対する裁判を起こした」と、「その裁判の中でAの主張する内容が真実であると報道機関が確認して報道した」とこととの間には明確な差異がある。Aの主張が正しいかどうかは、審理の結果、裁判所が判断するものであることを一般読者は理解している。Aが提訴したという報道と、Aの主張が正しいという報道は、全く違うのであり、この違いを認識することこそが、報道を正しく理解するための基本的なリテラシーである。

しかしながら、原判決は、「提訴報道」が果たす公共的な機能を認識せず、また「提訴報道」に対する一般読者の理解を完全に誤解している。その結果、報道機関が一方当事者の主張を報じる「提訴報道」をしたことにより、当事者の主張内容を事実として摘示したものと評価するという過ちを犯した。これは、「提訴報道」が持つ社会的な意義を根本から否定するものであり、報道の自由を著しく脅かすものであって、到底容認できない。

裁判所は、ストレートニュースとしてなされる「提訴報道」が社会でどのように機能

し、読者にどう受け止められているかという一般の読者の知識ないし経験等を見ないで無視してはならない。

2 本件記事の「提訴報道」の基本を踏まえた表現についての評価の誤り

本件記事（甲11）は、記事の見出しが、「慶応大生が開沼博氏を提訴～名誉毀損で」というものであり、この記事が「慶応大生が開沼博氏を提訴した」ものであることを端的に示している。したがって、本件記事を読む一般読者は、この見出しを見ただけで、本件記事がこの「提訴」に関するものであることを理解する。

これに続く本件記事本文は、第1段落の第1文が、「慶應大学の学生が・・・精神的被害を受けたとして・・・東京地裁に起こした。」というものであり、本件記事が「提訴報道」であることを誤りなく理解する。

原判決も、これに続く本件記事第2段落以下の本文中に、「訴状によると」、「原告（ ）は…主張している」といった表現が存在することを自ら認定している（原判決26頁）。これらの表現は、報道機関が記事内容の真実性について断定的な判断を留保し、記述内容が訴訟における一方当事者の主張の伝聞・引用であることを読者に対して明確に示すための、極めて重要かつ一般的な手法である。これは、読者の理解に資する留保表現（前置き）であり、これらの前置きに続いて記述される内容が、裁判所が認定した事実、あるいは客観的に確定した事実ではなく、あくまで一方の当事者による申立てであることを示すための、「提訴報道」において確立された慣行たる表現である。

これらの留保表現は、記事全体の解釈を方向付ける枠組みとして機能する。すなわち、「として（提訴した）」、「訴状によると」、「…主張している」との語句で修飾される部分は、その全てが「訴状において主張されている内容」として読まれるべきであり、その中に含まれる個々の文言を切り取って、報道機関独自の事実摘示と評価することは許されない。

そして、記事の各段落において、ことごとくこれらの留保表現を置くことは記事の読みやすさの弊害になるから、すべての段落、あるいはすべての文章に留保表現を付けることはできない。各所に置かれた見出し²や留保表現によって記事全体が「提訴報道」と

² 本件記事（甲11）は、「慶応大生が開沼博氏を提訴～名誉毀損で」という見出しが付されており、この見出しを踏まえて記事本文を読む一般の読者は、本件記事が「提訴報道」であるという理解を前提に本文を読み進めることになる。

方向付けされている以上、一方当事者の主張を超えて、「報道機関として、主張内容が真実であると確認できた」と理解させる記述が存しなければ、各段落にことごとく留保表現が置かれていないとしても、全体として「提訴報道」として理解されることは当然である。

しかしながら、原判決は、これらの明確な留保表現の存在を認めながら、記事全体が「主張がされているという事実の摘示」に留まるという点を見逃し、あるいは著しく過小評価した。留保表現がありながら³、なぜ本件記事が「単に…主張を摘示するものと理解されるに留まらず」と理解されるのかについて、原判決には説得的な判示は全くない。原判決の認定判断には、記事全体の表現を一般の読者の理解に則して解釈しておらず、その認定判断に重大な誤りがある。

第3 本件記事の表現方法の解釈に関する認定判断の誤り

原判決は、本件記事が単なる主張の摘示に留まらないと判断した根拠として、①証拠画像の添付、②動画の埋め込み、③特定の表現（「攻撃」等）の使用、④被控訴人の反論の不存在を挙げている。しかし、これらの要素はいずれも、「提訴報道」という枠内で行われる正当な編集・表現活動であり、記事の性質を、「ある事実が主張されているという摘示を超えて、その事実が真実であるという摘示」へと変質させるものではない。原判決の解釈は、現代の放送ジャーナリズムないしデジタルジャーナリズムに対する重大な誤解に基づくものであり、事実誤認及び評価の誤りが明白である。

1 証拠画像の添付が持つ意味の誤解

原判決は、本件記事が、被控訴人と[]との間のLINEのやり取りの画像（原判別紙6）や、被控訴人が[]の友人に送付したメッセージの画像（同別紙7）を添付したことを捉え、「[]の言い分の信用性を高め、読者に、[]の言い分が真実であるか

³ 上に述べたとおり、記事の各段落において、ことごとくこれらの留保表現を置くことは記事の読みやすさの弊害になることに照らせば、記事全体が「提訴報道」とされている以上、一方当事者の主張を超えて「報道機関として、主張内容が真実であると確認できた」と理解させる記述が存しなければ、各段落にそれらの留保表現が置かれていないとしても、全体として「提訴報道」として理解されることは当然である。

第2段落と第4段落には留保表現があるが、第3段落には留保表現がないからといって、第3段落の記述をもって「提訴報道」から逸脱した「その事実が真実であるという摘示」がなされていると認めることはできない。なぜなら、記事全体が「提訴報道」とされている以上、各段落にそれらの留保表現が置かれていないとしても、全体として「提訴報道」として理解されるからである。

のような印象を与えている」(原判決25頁)と判断した。

この判断は、報道における一次資料の提示が持つ意義を根本的に誤解している。現代の放送ジャーナリズムないしデジタルジャーナリズムにおいて、記事中で言及される主張の根拠とされた一次情報や資料(本件ではLINEのスクリーンショット等)を、可能な限りそのままの形で読者に提示することは、報道の透明性を確保し、読者自身が情報の真偽や妥当性を判断するための材料を提供するという、極めて重要な意義を持つ行為である。

原判決による、「一方当事者の主張の根拠を示すことは、その主張に根拠があることを示す事実の摘示をしたことになる」という論理には非常に問題がある。すなわち、原判決のこのような認定が維持されることになれば、報道機関が一方当事者の主張を報じる際に、その根拠とされる資料を提示すればするほど、その主張を「事実として摘示した」と認定されるリスクが高まるということになる。逆に、根拠資料を一切示さず、ただ「…と主張している」と記述するだけの、より不透明で検証可能性の低い記事の方が、名誉毀損のリスクが低いということになりかねないのである。これは、報道機関に対して、読者の判断材料となる一次資料を示さずに報道することを推奨するに等しく、報道の質の低下を招き、ひいては国民の知る権利を害するものである。このような判断は、報道の自由、特にその透明性を確保しようとするジャーナリズムの努力に対して、深刻な萎縮効果をもたらすものであり、到底容認されるものではない。

2 動画と記事本文の一体評価に関する誤り

原判決は、「本件動画と本件テキストは本件記事に一体として埋め込まれている」とした上で、「本件動画においては[黒塗り]自身が声を震わせながら原告を非難する様子が含まれ…主張の信用性を高めている」(原判決26頁)と判断した。

しかしながら、記者会見の様態を撮影した動画を記事に埋め込むことは、会見の雰囲気、発言者の表情や口調、感情の起伏などを読者に直接伝えるための、現代の放送ジャーナリズムないしデジタルジャーナリズムにおける極めて一般的かつ効果的な手法である。動画で伝えられる内容は、あくまで「記者会見という場で、一方当事者がこのように主張した」という事実の客観的かつ中立的な記録である。

発言者である田中氏が感情を込めて、あるいは「声を震わせながら」語ったという事実を映像で伝えることが、その主張内容が客観的真実であると報道機関が断定し、保証

したことは全くなならない。

読者はその感情的な様子を見て、「これは非常に切実な訴えである」と感じるかもしれないし、逆に「感情的になりすぎていて、客観性に欠けるのではないか」と疑念を抱くかもしれない。その判断は、全面的に読者に委ねられている。報道機関の役割は、判断材料をありのままに提供することであり、読者の受け止め方をコントロールすることではない。原判決は、発言者の感情の発露という事象と、その発言内容の真実性という全く別個の事柄とを短絡的に結びつけ、動画の存在が直ちに主張の「信用性」を高め、記事の性質を、「ある事実が主張されているという摘示を超えて、その事実が真実であるという摘示」に変質させたと判断しており、その認定判断は論理的に飛躍している。

3 ジャーナリズムにおける表現選択の評価の誤り

原判決は、控訴人が本件記事の第3段落において、「刑事罰に問われる可能性があるなどと攻撃」という表現を用いたことを指摘し、「この部分には『訴状によると』や『主張している』などの留保はなく、『攻撃』という表現は、別訴訴状〔甲63〕にも用いられていない本件記事独自の表現である」（原判決26頁）として問題視した⁴。

しかし、「攻撃」という言葉は、■氏が別訴の訴状（甲63）で主張する一連の「被告による恫喝・名誉毀損」あるいは「不法行為」「強要」「名誉毀損・名誉感情侵害」の行為、すなわち、被控訴人が■氏本人やその友人、出身高校、大学に対して行ったとされる働きかけ全体（訴状では甲63・3～10頁）を、抽象的かつ要約的に表現したものである。これは、控訴人において、訴状に記載された原告本人への圧力・他の同行者を通じた圧力・■高校を通じた圧力・慶應義塾大学を通じた圧力などの全てをそのとおりに再録するよりも、「攻撃」という抽象的な表現とした方が一般読者の理解を助けると判断したためである。

記事全体が「訴状によると」、「…主張している」という枠組みの中で記述されており、かつ、当該段落の直前には、■氏側の主張内容が具体的に列挙されている。このような文脈において、「攻撃」という言葉が、■氏側の主張を要約したものであることは、

⁴ 記事の各段落において、これらの留保表現を置くことは記事の読みやすさの弊害になることに照らせば、記事全体が見出し等によって「提訴報道」と方向付けされている以上、一方当事者の主張を超えて報道機関として、主張内容が真実であると確認できたと理解させる記述が存しなければ、各段落にそれらの留保表現が置かれていないとしても、全体として「提訴報道」として理解されることは上述のとおりである。したがって、本項では、本件記事で「攻撃」との表現を用いたことの正当性について論じる。

一般の読者にとって明らかである。

見出しや記事の要約部分において、複雑な事象を簡潔に伝えるために、要約的な表現を選ぶことは、報道機関に認められた編集裁量の範囲内である。原判決が、この「攻撃」という一語を記事全体の文脈から切り離して解釈し、あたかも控訴人が独自に事実を付け加えたかのように評価したのは、報道における表現の自由と編集裁量を不当に狭く解するものであり、不当である。

4 被控訴人の反論の不存在について

原判決は、本件記事が事実を摘示したと判断する一因として、「これらの田中の供述が真実であることを疑わせるような原告の言い分等の記載は一切ない」という点を挙げている（原判決26頁）。

しかし、本件記事は、あくまで「別訴提起」及びそれに伴う「記者会見」という、特定の事象を報じるストレートニュースである。そのニュースバリューの中心は、まさに「提訴」というアクションが現実に行われたという点にある。提訴直後の段階で、被提訴者である被控訴人から詳細な反論を得られていない、あるいは紙幅や時間の制約から掲載していないことは、速報性を重視する報道実務においては頻繁に見られることである⁵。

報道機関には、一つの記事で紛争の全てを完結させなければならない義務はなく、ある時点での記事に一方の主張しか掲載されていなかったとしても、それは報道が適時適切に行われるものという性質によるものである。原判決は、速報記事という性質を考慮せず、一つの記事に対して完璧な公平性を要求しており、報道の現実から乖離した過大な要求を課すものである。

なお、控訴人は、被控訴人の勤務先大学に取材を試みたものの、被控訴人は、なんらのコメントを寄せなかったものであり、このように、被提訴者がなんらのコメントを寄せなかったことにより、名誉毀損が認められるという結論を裁判所が是認することは到底認められるものではない。もしこのような判断が認められるとすれば、提訴を受けた被

⁵ 「提訴報道」においては、しばしば、被提訴者の発言として、「訴状が届いていないからコメントはできない」という報道がなされることが多い。しかし、このような被提訴者の主張が報じられたとしても、提訴内容の真実性について一般の読者はなんら判断し得ない。このように、被提訴者の主張は、「提訴」が現実に行われたという報道において特段の意味を有するものではなく、したがって被提訴者の主張が報じられていないことは、本件記事の意味内容の理解に特段の影響をもたらすものではない。

告は、報道機関からコメントの要請があってもこれに応じないことによって、提訴報道を葬り去ることができるのであり、このような「拒否権」を裁判の一方当事者に与えることは相当でない。

5 控訴人代表者のSNS投稿の評価の誤り

原判決は、控訴人の代表者が、個人のX（旧 Twitter）アカウントにおいて、本件記事を引用しつつ「執拗な恫喝の動機が知りたいところ」と投稿したことをもって（甲66）、
「被控訴人による恫喝は事実として存在すると認識していたと理解される」ことの裏付けとして用いている（原判決27頁）。

この判断は、報道機関としての公式な表現物である「記事」と、その代表者個人のSNS上での所感や疑問の表明という、全く性質の異なる表現行為を混同するものであり、不当である。当該SNS投稿は、本件記事で報じられた■氏の「主張」を前提とした上で、仮にその主張が事実であった場合に、その背景にある「動機」とは何だろうか、という個人的な疑問や関心を表明したに過ぎない。これを、控訴人という組織全体が「恫喝は事実である」と断定していたことの証拠とすることには論理の飛躍がある。

報道機関の代表者もまた一市民として、報道された事柄について意見を述べ、感想を表明する自由を有する。その個人的な発言を、組織としての公式な記事の法的評価を左右する根拠として用いることは、表現主体を不当に混同するものであり、許されない。

第4 「逮捕報道」及び一般的な「提訴報道」との比較

1 「逮捕報道」との比較

「提訴報道」とは異なるが、一方当事者（捜査機関）による逮捕を報じる報道は、一方当事者（提訴者）による提訴を報じる報道と相通じる点がある。したがって、「逮捕報道」との比較は、本件の原判決の問題点を検討する上で有益である。

大手報道機関による逮捕報道においては、「～の疑いで逮捕」、「警察の調べに対し、容疑を認めている／否認している」といった表現が、定型的に用いられる。これを見た一般の読者が、被疑者が被疑事実の犯罪を犯した、あるいは報道機関がそのように断定したと理解することはない。累次の裁判例でも、「逮捕報道」における摘示事実、「被疑者が（被疑事実の）犯罪を犯した事実」ではなく、「被疑者が（被疑事実で）逮捕された

事実」であると判断していることは裁判所に顕著な事実である⁶。このように、「逮捕された」という客観的な事実と、「逮捕容疑（嫌疑）が真実である」ということとは、一般の読者は明確に区別して理解している。これは、長年の報道慣行を通じて社会に定着した共通認識（知識ないし経験等）である。

「提訴報道」も、これと全く同様の構造を持つ。「AがBを～と主張して提訴した」という報道は、「提訴」という客観的な事実を報じるものであり、その裁判での「主張」内容が真実であると報じるものではない。読者は、「提訴された」という事実と、「主張内容が真実である」ということとを、「逮捕報道」と同様に、区別して理解するのである。

もし、原判決の論理を逮捕報道に適用するならば、警察発表という公的機関の情報を基にしているとはいえ、逮捕時点ではあくまで「嫌疑」に過ぎない内容を報じるほとんどの逮捕報道が、結果的に不起訴や無罪となった場合、名誉毀損に該当しかねないという結論に至る。これは、社会の常識に著しく反するものであり、犯罪報道そのものを成り立たなくさせる。原判決は、このような帰結を全く省みることなく、「逮捕報道」と同様の構造を持つ「提訴報道」について社会常識からかけ離れた独自の解釈基準を適用しており、判断としての正当性を欠いている。

2 一般的な「提訴報道」との比較

他の報道機関による様々な「提訴報道」をみれば、本件記事の構成や表現が、業界の標準的な実務の範囲を全く逸脱していないことが明らかとなる。一般的な「提訴報道」は、本件記事と同様に、①「訴状によると」、「～と主張」等の留保表現を用い、②訴状や準備書面、記者会見での発言の一部を引用・要約し、③記者会見の様子を描写・報道する、という構成を取ることが通例である。

この関係で本件に参考になるものとして、東京地裁2005年3月14日判決（判例時報1893号54頁）と、その控訴審である東京高裁2006年8月31日判決（判

⁶ 当審で提出する乙ハ第42号証の判決では、裁判所は、当該記事は、「全体として見たときに、原告が偽造有印私文書行使罪を犯したと断定的な記載がされているとはいえず、あくまで偽造有印私文書行使の容疑で原告が逮捕された事実」が記載されているに過ぎず、また、原告が偽造有印私文書行使の疑いで逮捕された事実については、当事者間に争いがないなどとして、名誉毀損の成立を認めなかった。同様に、乙ハ第43号証の判決では、裁判所は、「本件記事では原告が犯罪行為をしたとしているわけではなく、逮捕された事実を記載している」と認定し、「本件記事の内容については、特に誤りはない」などとして、プライバシー侵害を認めなかった。

なお、この2つの判決は、いずれも確定している。

例時報1950号76頁)がある。

この事件は、本件と類似するところが多いので、事案を丁寧に紹介する。Xは某医科大学総合医療センター形成外科の教授であり、性同一性障害等の医療分野における先駆者の立場にある医師である。Y1は、1996年11月21日、某医科大学総合医療センターでXの診察を受けた。Y1は、2000年1月14日、Y2弁護士を訴訟代理人とし、Xを被告として、XがY1を診察したときセクシャル・ハラスメントを行ったなどを理由として、損害賠償等を求める裁判を新潟地方裁判所に提起した(以下、この事件を「前提事件」という)。

Y2は、2000年3月6日、新潟県司法記者クラブ幹事社に対し、前提事件の訴状の写しをファクシミリで送信し、翌7日夕方、新潟県弁護士会館において、複数の司法記者の出席の下で前提事件についての記者会見を開催し、前記訴状の写を配布したうえで、前提事件に関する質疑応答を行った(前提事件の第1回期日は、2000年3月24日と指定されていた)。

Y3(毎日新聞社)は、前提事件の訴えの提起に関し、2000年3月7日付け毎日新聞全国版朝刊において記事を掲載した。

新潟地方裁判所は、2002年1月21日、Xの行為はセクシャル・ハラスメントに当たらない等として、Y1の請求を棄却した。Y1は、これを不服として東京高等裁判所に控訴したが、同裁判所は、2002年6月27日、Y1の控訴を棄却し、Y1の敗訴判決は確定した。

Xは、2003年、Y1、Y2、Y3を提訴したが、Y2(弁護士)に対しては、ファクシミリ送信、記者会見による名誉毀損・プライバシー侵害を主張し、Y3(毎日新聞社)に対しては、記事掲載による名誉毀損・プライバシー侵害を主張した(Y1に対する主張は省略する)。

この事件で、東京地方裁判所は、Y2が記者会見等を行ったことはXに対する名誉毀損となり、Y3が記事を掲載したことはXに対する名誉毀損は構成しないが⁷、プライバシー侵害になると判断し、Y2及びY3に対してそれぞれ損害賠償を命じた(Y1に対

⁷ 東京地方裁判所は、本件記事は、全体として、[X]がセクシャル・ハラスメント等を理由に民事訴訟を提起されたとの事実を摘示したものと解されるのであり、[X]がセクシャル・ハラスメント等の行為を行ったとの事実を摘示したものと見ることは困難であるとした(判例時報1893号72頁2段目)。

しても損害賠償が命じられた)。

しかし、Y 2 及び Y 3 の控訴 (Y 1 も控訴した) を受けた東京高等裁判所は、被告らの控訴を容れ、地裁判決中の Y 2 及び Y 3 敗訴部分を取り消し、X の請求をいずれも棄却した (Y 1 敗訴部分も取り消され、Y 1 に対する請求も棄却された)。

東京高等裁判所は、Y 2 の行った記者会見については、「本件記者会見によって司法記者クラブ所属の記者に摘示されたのは、前提事件の訴え提起の事実と、原告である [Y 2] が何を請求原因事実としているかの事実であり、[X] がセクハラや名誉毀損等の不法行為をしたことではないというべきである」(判例時報 1950 号 91 頁 1 段目) とした。そのうえで、Y 2 の記者会見は、公共の利害に関する事実に係るものであり、本件記者会見等の目的は公益を図ることにあったとし、記者会見等で摘示した事実の真実性については、「前提事件が提訴されたこと、その請求原因事実が訴状に記載され [Y 2] が本件記者会見で説明した内容であったことは真実である。したがって、本件記者会見等をしたことによる名誉毀損には違法性はなかったと認

められる」(同 91 頁 4 段目) と認定した。

東京高等裁判所は、Y 3 (毎日新聞社) の責任については、本件記事が「セクハラ等を理由に [X] に対する提訴がなされたとの事実を報道する趣旨であることは明確に読み取ることができる」、「本件記事の本文は、『訴状によれば・・・』『・・・という。』『・・・求めている。』等前提事件の訴状の記載を引用する形式によりつつ、名誉毀損、セクハラ等があくまで提訴した原告の主張する事実であることを明示して、その要点を記述したものであり、また、客観的かつ中立的な記述となっており、特に前提事件の原告の主張事実的信憑性があることを示唆するような表現、[X] を断罪するような表現等は見当たらない」「そして、末尾には同事件での被告である [X] が争う姿勢であることが明らかにされている」として、「これらの事情を総合すると、本件記事は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、全体として、[X] がセクハラ、名誉毀損等を理由に民事訴訟を提起されたとの事実を摘示したものと解されるのであり、[X] がセクハラ等の行為を行ったとの事実を摘示したものとみることは困難である」(同 93 頁 1 段目～2 段目) と認定した⁸。

⁸ 毎日新聞の記事は、X がセクシャル・ハラスメント等を理由として民事訴訟を提起されたことを報じたものであり、X がセクシャル・ハラスメント等の行為を行ったことを報じるものではないとした点においては、東京地方裁判所の認定と東京高等裁判所の認定は一致している。

そのうえで、「本件記事は〔X〕がセクハラ、名誉毀損等を理由として患者から民事訴訟を提起された旨の事実を摘示するものであるところ〔X〕に対し上記のと通りの民事訴訟である前提事件が提起された事実自体は真実である」（同93頁4段目）等として、本件記事による名誉毀損については、違法性がなく不法行為は成立しないと判示した（高等裁判所は、Xのプライバシー侵害の主張についても認めなかった）。

このように、本件記事における「訴状によると」、「…主張している」という表現は、上記の事例と同様に、一方当事者（提訴者）の一方的な主張であることを誤解なく理解させるものであるにもかかわらず、原判決は、このような一般的な報道における共通の文法を理解せず、控訴人の記事を名誉毀損に該当すると問題視しており、その判断は到底維持し得ないものである。

第5 記事掲載後の事情に関する評価の誤り

原判決は、その真実性・相当性の判断において、控訴人が別訴において■■■■氏の請求が棄却された後も、本件記事の削除や、判決結果を知らせる追記報道を行わなかったことを指摘し、これを違法性が阻却されない事由として判示している（原判決29頁）。

しかし、名誉毀損という不法行為の成否は、原則として問題となる表現行為時、すなわち本件においては記事の配信時を基準として判断されるべきである。配信時点において、記事が「主張の報道」として適法なものであった以上、その後に生じた事情（別訴判決の結果）によって、配信行為そのものの法的評価が遡及的に「違法な事実の摘示」へと変更されることはあり得ない。

原判決は、配信時の行為の評価と、その後の不作為の評価とを混同しており、このような名誉毀損における基本的な判断の誤りは、上に見た本件記事の意味内容の判断の誤りにも通底していると言わざるを得ない。

第6 本件「提訴報道」が被控訴人に対する名誉毀損とならないこと

1 本件記事によって被控訴人の社会的評価は低下しない

本件記事は、慶応大学の学生が被控訴人を提訴（別訴）したことを報じるものである。

この記事によって被控訴人が提訴されたことは広く知られたが、別訴が提訴されたことは、別訴で被控訴人が敗訴したことを意味するものではない。提訴がなされても、これに対する判断は裁判所が行うものであり、原告が勝つこともあり、被告が勝つことも

あることは、市民が常識として理解している。

したがって、被控訴人が提訴されたと報じる本件記事によって被控訴人の社会的評価が低下することではなく、本件記事は被控訴人に対する名誉毀損を構成しない。

2 本件記事は民事不法行為である名誉毀損とはならない

仮に、本件記事によって被控訴人の社会的評価に影響がありうると仮定しても、本件記事については、いわゆる公共性・公益目的・真実性ないし相当性が認められるから、同記事が民事不法行為である名誉毀損となることはない。

被控訴人は、社会学者であり、2021年3月まで立命館大学准教授、同年4月から東京大学大学院情報学環准教授の地位にある。被控訴人には、福島第一原子力発電所事故後の福島県の復興に関する著作や発言が多い。本件記事でも報じたとおり、慶応大学の学生が、2019年3月7日、被控訴人から恫喝や名誉毀損を受けたとして、被控訴人を提訴（別訴）した。別訴は、公的な立場にある被控訴人に対する意見を市民が形成するうえで重要な資料を提供するものであり、別訴の経過及び結果は多くの市民にとって関心の対象となるものである。したがって、本件記事は、公共の利害に関する事実に係るものである。

控訴人は、非営利活動法人であり、2016年からは高い公共性を有する団体として認定NPO法人の認定を受けている。控訴人は、別訴の当事者である被控訴人及び慶応大学生と個人的な関係はなく、市民にとって有意義な別訴を報じることは、市民の知る権利に奉仕することになると判断して、本件記事を作成配信した。控訴人のこの活動が、公益を図ることにあつたと評価されるべきは当然である。

本件記事が報じたのは、慶応大生が被控訴人を提訴したという事実と、この裁判における慶応大生の主張の概要である。これらが真実であることは、上記裁判の訴状（甲63）に照らし明らかである。

したがって、仮に本件記事によって被控訴人の社会的評価に影響があると仮定しても、本件記事には公共性があり、控訴人がこれを報じた目的は公益を図るところにあつたものであり、かつ、本件記事の内容は真実であり、本件記事には違法性がない。

以上のとおりであるから、本件記事が被控訴人に対する名誉毀損を構成することはない。

第7 結論

以上みたとおり、控訴人に対する損害賠償請求等を一部認容した原判決の誤りは明白であるから、控訴状「第2 控訴の趣旨」記載のとおり、控訴人敗訴部分を取り消し、被控訴人の控訴人に対する請求はいずれも棄却されるべきである。

以上